

質 疑 回 答 書 （ 設 計 図 書 ）

施設部整備課

工事名称 京都大学（南部）薬学研究科総合研究棟屋上防水等改修工事

標記工事の設計図書について下記のとおり回答いたします。

No.	図面番号	質疑事項	回答
1	現場説明書 3枚のうち2 号	本工事における現場代理人の常駐及び現場管理体制について、入札参加の判断及び入札金額算定上の条件を確認いたします。 国土交通省が示す「公共工事標準請負契約約款」第10条第2項では、現場代理人について、「工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」ことが規定されている一方、同条第3項では、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる旨が規定されています。 また、国土交通省「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」においても、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡を取ることが容易になっていること等を踏まえ、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる旨が示されています。 さらに、近年、国土交通省において建設DXやICTを活用した施工・監督・検査等の取組が推進されていることも踏まえ、弊社においてもICTを積極的に活用し、現場管理の効率化のみならず、施工状況の可視化、迅速な情報共有及び記録性の向上による現場管理の高度化に取り組んでおります。 弊社が想定するICTを活用した管理体制は、現場代理人による現地確認を適切に組み合わせながら、公共工事標準請負契約約款に示される「工事現場における運営、取締り及び権限の行使」並びに「発注者との連絡体制」を実質的に確保し、その実効性を補完・向上させることを目的とするものです。 具体的には、適正な施工及び現場管理を確保することを前提として、現場代理人による現地確認に加え、ウェアラブルカメラ、Web会議、写真・動画等のICTを活用した遠隔確認体制を構築しております。 特にウェアラブルカメラを活用することにより、現場代理人が現地に滞在していない場合においても、現場作業員等が確認している施工箇所をリアルタイムで共有し、施工状況の確認、指示及び協議を行うことが可能です。 また、映像・写真等を活用することで施工状況を客観的に確認・記録することができ、迅速な情報共有、施工状況の可視化及び記録性の向上が図られることから、ICTの活用は現地での管理を補完し、現場管理の実効性を高めるものと考えております。 さらに、ウェアラブルカメラ及びWeb会議等を活用することにより、発注者においても必要に応じて現地へ赴くことなく、現場映像をリアルタイムで共有しながら打合せ、施工状況の確認、協議等を行うことが可能となります。 また、発注者が遠隔での実施を適当と認める確認、立会い等については、現場映像を共有しながら実施することも可能であり、発注者・受注者双方の移動時間の削減、迅速な意思疎通及び施工状況の共有にも資するものと考えております。 なお、本体制は現場管理を省略又は簡略化するものではなく、現場代理人による現地確認とICTによる遠隔確認を適切に組み合わせるものです。現地での対応が必要な作業、立会い、協議、検査等については、従来どおり現場にて対応する体制を確保いたします。 以上を踏まえ、本工事における現場代理人の常駐及び現場管理について、下記のいずれの取扱いとなるかご教示願います。 ①【常駐不要】 工事期間中、現場代理人が常時工事現場に滞在することまでは求めず、工事現場の運営・取締り、権限の行使、発注者との連絡及び必要時の現地対応に支障がない体制を確保することで差し支えない。 ②【ICT等を活用した常駐緩和が可能】 現場代理人の常駐を原則とするものの、ICTを活用した遠隔確認、現場との連絡体制及び必要時の現地対応体制等を確保することにより、工事現場の運営・取締り、権限の行使及び発注者との連絡に支障がないと認められる場合には、現地対応が必要な場合を除き、ICTを活用した遠隔確認を併用することが可能である。 ③【施工期間の一部について常駐不要】 契約締結後から現場施工着手までの期間、工事を全面的に一時中止している期間、現場作業を行わない期間その他一定の期間については常駐を要しないが、現場施工中は原則として現場代理人の常駐が必要である。 ④【施工中は常駐必須】 ICTによる遠隔確認及び連絡体制等を確保している場合であっても、現場施工中は原則として現場代理人が工事現場に常駐する必要がある。 ⑤【その他】 上記①～④のいずれにも該当しない場合は、具体的な取扱いをご教示願います。 本事項は、現場代理人の配置体制により、入札参加の判断並びに人件費、交通費、宿泊費その他の現場管理費等の入札金額算定条件に影響するため、入札前に取扱いを確認するものです。	現場説明書 7 (5) ①の 通りとする。

No.	図面番号	質疑事項	回答
		以下、余白	